

會 長 講 演

土木學會誌 第十七卷第二號 昭和六年二月

失業救済と土木事業に就て

(昭和六年一月十七日土木學會定期總會に於て)

會長 工學博士 中 川 吉 造

Unemployment Problems and Public Works

By Kichizo Nakagawa, Dr. Eng., President.

内 容 梗 概

我國現下の重要案件たる失業問題に就き、歐米各國と我國の失業状態及び其の對策就中失業救済事業に就て詳述し、目下我國の深刻なる失業状態に鑑み更に盛に失業救済事業特に經濟的價值多き土木事業を起興すべき事を論説し、併せて關係深き土木技術者の研究を希望せり。

緒 言

失業問題は近年世界各國を通じての重大問題でありまして、我國に於きましても、最も重要なる經濟問題又社會問題として取扱はれるようになってつたのであります。そして我國に於ては、大正 10 年に職業紹介法が公布せられ、爾來之れが機關の整備を計り、又失業保險の調査研究等をなし、大正 14 年に始めて應急的施設として、失業者の最も多く集中する六大都市をして、冬期を限つて自由労働者の失業救済事業を施行せしめ、之れに國費の補助を與へ、又は起債を許可し、更に昭和 2 年度からは之れに低利資金の融通を圖りつゝあるのであります。其の後昭和 4 年 11 月以降は、單に之れを失業救済事業と稱し、從來の自由労働者の外に、給料生活者及び其の他の労働者の失業者をも救済する事とし、又季節を限らず、一年中を通ずる事にしたのであります。

然るに之れに依つて失業状態は緩和されないのみならず、昭和 4 年暮よりは、更に財界の不況を増したのと、昭和 5 年 1 月金解禁及び世界的不景氣の爲、一層失業状態が深刻となり、漸次恒久性を帯びまして、失業者が躍進的に増加する傾向が著しい爲に、昭和 5 年度の失業救済事業額も亦従て大いに増加しまして、從來 1 箇年 300 萬圓乃至 500 萬圓、昭和 4 年度には 1 400 萬圓であつたものが、昭和 5 年度の内 5 年 12 月末迄の計 5 400 餘萬圓に達しま

する外、農林省では昭和5年度に於て農村、山村及び漁村の失業救済の爲 7 000 萬圓の低利資金を貸付ける事になつて居ります。

然し政府に於ては、尙之れを以て足れりとせず、昭和6年度に於ては、今日既に府縣及び市町村に於て施行する事に定まつて居ります失業救済事業 3 100 萬圓の外に、内務省は 2 200 萬圓の公債を募り、國道の改良工事の直營及び府縣道工事の補助に支出する見込で、總工費 3 650 萬圓の計畫を樹て、又鐵道省は 1 200 萬圓の公債を募つて、鐵道改良工事を施行する事になつて居るのであります。

尙又朝鮮に於きましても、昭和6年度以降3箇年間に 6 500 萬圓を支出する失業救済の土木事業が施行される事になつて居ります。

之れ等凡ての事業が實施されました時に、果して失業救済の目的を充分達し得るでありませうか、現在 40 萬人の失業者に對しては尙甚だ不充分でありますから、更に大に土木事業を興起する必要があると考へるのであります。

元來失業者なるものは、一時的に起るものであり又季節的、週期的或は恒久的に起るものでありまして、其の失業者の増加する原因は種々ありますが、我國失業者の生ずる重なるものを擧げますれば、(1) 不景氣の襲來、(2) 小中企業者の没落、(3) 人口の過剩、(4) 産業合理化より起る過渡的失業、尙之れに加ふるに、(5) 朝鮮人の内地移入等であると考へられます。

我國の失業狀態

我國の失業狀態を御話する前に、一言歐米各國の失業狀態を述べたいと思ひます。

歐米各國は、既に大戰後(休戰は 1918年)から躍進的に失業者が増加しまして最早恒久的の性質を帯びて居る様に考ふるのであります。

ジュネバ勞働事務局刊行のコミュニケに據りますと、1930年7月及び8月の失業者の概數は

1930年7月及び8月 國際勞働事務局刊行コミュニケ報告	1930年12月 國際勞働事務局發表
英吉利.....2 119 648 ^(A)	2 300 000 ^(A)
北米合衆國.....6 000 000	
獨逸.....1 947 811	4 000 000
伊太利.....399 604	534 000
露西亞.....936 600	
佛爾西.....964	

となつて居りまして、其の他の諸國を合せますと、全世界に於ける失業者數は、1 200 萬人

に達するであらうと言ふ事であります。

此處に獨り例外なのは、佛蘭西の失業者が極めて少數である事でありまして、其の原因としては、(1)人口増加率低き爲寧ろ伊太利等より勞働者を移入する状態にある事、(2)佛國は元來資本國でありまして毎年 55 億フランの利息を外國より受け居る事、(3)獨逸より毎年 83 000 萬マーク餘の賠償金を受け居る事、(4)金解禁に當り平價切下げを行ひたる事及び(6)主に農業國であつて比較的外國貿易の影響少なき事等の理由の爲、佛國は割合に景氣が良く、世界的失業の圏外に立つて居る譯であります。

我國の勞働者總數は、農業者を除いて約 694 萬人ありますが、其の内

	昭和5年5月末日現在	大正15年8月現在
工場勞働者(50人以上使用工場)	1 160 000 人	1 796 387 人
官業勞働者	130 000	136 430

であります。然るに之れを震災前の大正 12 年 9 月の官業勞働者 274 412 人に比べまして約五割餘の減員となり、又工場勞働者の數 1 602 881 人に比し約三割五分の減となりまして、此の兩者の計 58 萬人を減じて居る次第であります。そして又他方に於て朝鮮人の内地在住者數は、大正 12 年 12 月末日に於ては 80 617 人でありましたが、昭和 5 年に於ては約 300 000 人、即ち 220 000 人の増加であります、之れ等は見逃す事の出来ない失業者増加の大なる原因であると考へられます。

「失業者」と言ふ言葉の定義に就ては、各國共種々異なつて居りますが、我社會局では「就業の意志及び能力を有するに拘はらず就業の機會を得ざるもの」と言ふ事になつて居ります。又勞働黨等に於ては尙此の外其の人の能力相當の仕事をしなければ夫は失業者であると言つて居ります。そして失業統計には「失業當時給料生活者又は勞働者たるものにして、調査當時現に失業状態に在る者、但し日傭勞働者に就ては調査當時を起點とし、過去一箇月間に於て大約其の四分の三以上就業せりと認めらるゝ者は失業者と見做さざる事」となつて居ります。

一體失業者の眞數を求むる事は、甚だ困難であります、社會局が毎月道府縣から報告させて居ります失業者數の推定月報によりますと、所謂失業者數は大正 14 年 8、9 月六大都市及び其の附近に於て、36 499 人でありましたが、昭和 5 年 7 月には 194 884 人に激増して居ります。

更に昭和 5 年 8 月社會局調べの全國失業者推定數は

	失業者數	要救済者數
合計	386 394 人	151 511 人(總數の 39%)
内 譯		
給料生活者	77 927	28 972

日傭労働者	130 913	68 002
その他労働者	177 554	54 537

此の失業者の内で生活困難でありまして、夫に職を與へて救済する事を要すると認める「要救済者」の数は 151 000 餘人で、其の内東京に 84 600 人、大阪に 15 200 人、神奈川に 10 000 人、愛知に 8 000 人、福岡に 6 400 人、兵庫に 3 500 人、京都に 2 200 人居ります。

更に之れに就て一言しますれば、東京の失業者数は全國總數の約三分の一でありますが、其の要救済者数は全國の二分の一以上であり、又六大都市及び福岡の失業者数は、全國の失業者總數の三分の二であります。其の要救済者数は、全國總數の約八割になつて居ります。之れを言ひ換へますれば、六大都市及び福岡等の大都會には、失業者及び要救済者が非常に多く、他の縣には割合尠いと言ふ事になつて居るのであります。

然るに前述の如く工場労働者及び官業労働者の数は、昭和 5 年 5 月の數が大正 12 年 9 月のものに比較しまして、58 萬人も減じて居ります。又朝鮮人の内地在住者は 22 萬人も増して居ります。其の他種々の點より考へまして、實際失業者の数は、社會局調べの 38 萬餘人と言ふ數よりは、遙かに多數ではなからうかと考ふるのみならず、必ずや非常に多數であると信ずるのであります。

前にも述べました朝鮮人の内地在住者数は、大正 12 年には 8 萬人、昭和 3 年には 24 萬人、昭和 5 年の始めには 30 萬人と言ふ驚くべき數字を示して居りまして、之れは大いに考慮せねばならぬ問題であると考へます。元來朝鮮人労働者は、朝鮮に於ては 6,70 錢の收入を得て居るに過ぎませぬが、内地に於ては 1 圓 3,40 錢の收入を得る様な次第でもあり、又朝鮮には事業が尠ないと、内地労働者が過激の労働を厭ふ爲、勢ひ内地に移入するのでありますから、是非共朝鮮に於て事業を起し、朝鮮人を救済すると同時に、内地の失業状態を緩和させる必要があると信じます。

失業救済施設の必要

前にも述べましたが、失業者の意義は「就業の意志及び能力を有するに拘はらず種々なる外部的原因に強制されて就業の機會を得ざるもの」として居りまして、老衰、傷病、不具、酒亂又は怠惰等の者は全然含まれては居りません。従て之れ等失業者は社會問題としても、又人道問題としまして、極めて重要性を有つて居るのであります。國家としては單に人道上の問題としてのみならず、一面又國家自衛上救済せねばならぬ重大なる理由があるのであります。即ち (1) 失業の社會生活に及ぼす危険の豫防、(2) 社會的浪費の活用でありまして、前者は犯罪を構成する迫力を持つて居り、又思想問題の點からは、共產主義其の不逞思想が侵入し易いものでありますから、其の治安保持の上からも之れを救済する義務があります。

又後者に就ては、既に努力を有用に活用されない丈でも不経済であります、其の上に失業者と雖も何程かの消費が伴つて居ります以上は、國家に取つて茲に二重の浪費となる譯であります。夫故此の浪費を活用する事は、國の利益にもなり、又更に勞働の獨立自意の精神を一層鼓吹する上に於ても、多大の效果がありまするが故、當然國が救済事業を行ふ義務があるのでありまして、歐米各國に於ても失業問題は、選舉競争の一大標識であり、又我國に於ても各内閣の施政方針の重要な一つの題目であるのであります。

失業救済並に防止策

先程失業者の生ずる主なる原因を列挙しましたが、夫を除去する事或は防止する事が出来なれば、此の問題は容易に解決されるのであります、夫が仲々困難であります。歐米各國に於ても種々研究して居りますが、其の對策を箇條書にしますれば、(1) 職業紹介機關の整備、(2) 物價、金融の調節統制、(3) 副業奨励、内外移住の圓滿なる發達、(4) 失業者再教育、(5) 失業共済施設、(6) 失業保險制度、(7) 失業基金及び土木事業基金、(8) 産業合理化、(9) 失業統計及び失業の原因、現象の調査研究及び (10) 失業救済事業等種々なる對策がありますが、其の内我國は失業統計調査を昨年 10 月 1 日國勢調査と併せ行ひ、又職業紹介機關は、大正 10 年職業紹介法の公布以來、現在では中央職業紹介事務局の外に、東京、大阪、名古屋、福岡及び青森の 5 地方職業紹介事務局を設置致しまして、全國公私 306 箇所の職業紹介所の事業を聯絡統一並に監督して居りまして、尙來年度に於て 2 箇所の地方職業紹介事務局を増設する事になつて居ります。之れ等の紹介所で取扱つた紹介件數は、昭和 3 年度に於て 297 萬件に達し、其の内 33 箇所の紹介所は、専門に日傭勞働者の事務を扱つて居ります。

又物價、金融の調節統制に就ては、盛んに國産品使用を奨励して居ります。尙失業に關する調査研究としては、社會政策審議會の答中を參酌して、昭和 5 年 4 月失業防止委員會を設置し、其の事業調節部は公私事業の調節を掌り、失業對策部は夫以外失業防止、救済に關する事項を調査研究して居ります。又失業保險に關しましては、目下尙研究中である様であります、之れに類する共済制度を、東京市等の失業救済事業に従事する要救済者で組織して居る例もあります。

兎に角我國の常任對策は、未だ整つて居りませぬ、又外國は種々なる對策を制定し、或は攻究中のものもありますが、各國共失業問題は容易に解決出来ないのみならず、失業は益々深刻化し、政治上又經濟上極めて重大且難解なるものに成りつゝあるのであります。

之れを要するに、根本的對策としては、産業を振興して失業者を救済するより外に良策がないのであります、夫れが實に容易ならぬ問題であるのであります。

私は之れより應急的對策中の最も主要なるものである失業救済事業、特に土木工事の施行

に就て申述べたいと思ひますが、先づ以て失業救済には一番土木事業が適當であると言ふ事を一言申し添へたいと思ふのであります。

失業救済と土木事業との關係

土木事業が失業救済事業に最も適當であると言ふ理由は、(1) 其の事業費の大部分が賃銀所得となる事、(2) 格別熟練を要せず誰にでも出来る仕事なると、今一つは (3) 其の事業が直ちに或は間もなく其の效力を發揮する事とでありまして、工事費の内賃銀所得に振向けられる割合は、イリノイス大學のデッキンソン教授の研究に依れば、直接の勞力費と材料の製造及び運輸等に要すを勞銀とを合せまして、最小 75%、最大 90% の勞力費があると言ひ、又英國のポーレー教授は之れを 80% と致して居ります。

一體産業に必要な勞働力の割合は、産業の種類に依つて異なる事は勿論であります、大體生産價格の三割見當は勞銀其の他の給料に相當するものとされて居ります。夫に比較しまして土木事業は、非常に勞力費が多いと言ふ事になるのであります。

何れにしましても、土木事業からは割合澤山の勞銀が生るゝものでありまして、之れ等の賃銀所得の大部分は勞働者の日用品購買力となりまして、貨幣の流通速度が頻繁となればなる程販賣及び生産力が増加して参りまして、結局經濟的價值を高めるものであります。

即ち之れが失業救済に於て土木事業が最も意義ある所以であります。

更に又土木工事費の内、直接勞銀となります割合を申しますれば、經まつた工事としては、大體河川工事が 70%、港灣工事が 50%、道路工事が 10% 乃至 60% と言ふが如き割合となるのでありますから、河川工事が最も適當でありまして、殊に土堤の築造等では全部勞力費であると申して差支がないのであります故に一層適切であると信ずるのであります。

次に一般失業者が之れに従事した場合、其の能率如何の點であります、只今迄施行した所の實績に徴しますると、之れは格別憂慮すべきものではないのであります。即ち其の一例として陶器製造や傘製造等の職人其の他種々の者が堤防及び道路工事等に就業しましても、其の能率は土木工事に慣れた者に比し、最初から其の六割乃至七割の能率を揚げて居りまして漸次其の能率を増加して居る様な次第であります。

畢竟之れは多くの土木工事が「格別熟練を必要としない事業」であると言ふ事になるのであります、従て此の土木事業が失業救済事業に最も適して居ると考へらるゝのであります。

我國の失業救済事業

之れを申し上ぐる前に、歐米各國の救済事業に就て一言申し上げたいと思ひます。

英國は現勞働黨内閣になつてから、總額 42 000 萬圓の土木事業を起して居ります、北米

合衆國では、1930年中に支出又は契約済の土木事業が、中央各州及び地方當局とを合せ、17億弗に達して居ります。尙本月5日桑港發の新聞電報によりますと、カリフォルニヤ州知事は、本年度サンフランシスコを中心として、加州北部の公私土木事業に35000萬弗を支出しようとして發表して居ります。又獨逸では1918年の革命後に失業救済事業の助成規程を制定して以來1926年には道路工事に8億マーク、耕地改良に5億マークの工事を施行して居ります。又伊太利では1930年9月中旬から國及び地方自治體の事業として、鐵道、築港、道路、建築、衛生設備、農事改良等に着手致しまして當面の經費25000萬リラを支出する事としましたが昨年10月1日の同國情報局の發表によりますと、既に395840人の勞働者が就業の機會を與へられたと稱し、盛んにムツソリ=首相を謳歌して居る次第であります。

次に我國往時の例を二、三申し上げ度いと思ひます。我國の昔時に於きましては、只今の如く世界的影響を受けませんが、國內的の不況、人口の自然増加、戰爭後の過剩兵力、或は天災によるもの等の爲に失業者を出した場合には、其の應急策として河川、港灣、灌漑及び干拓等の土木工事を施行して居ります。即ち水害の場合には殆んど凡てが「御救普請」と稱し、今で申す救済土木事業を起して窮民を使ひ、河川の復舊工事を施行して居る事は御承知の事と存じます。又清正が朝鮮役後肥後國に於て多くの灌漑工事、河川改修工事を起した事や、野中兼山が土佐に於て灌漑、河川、港灣等の工事を施行したのは一面勸業の爲である事勿論であります。他面戰後の過剩兵力による失業者を救済した事と考へられます。又慶安元年2月即ち今より283年前家光將軍の時、江戸市中の道路に敷砂利を施したのは季節的に失業者の多きとき、應急事業として施行したものと考へられます。尙天災による事業としましては、寶永4年寶永山噴火の時の降灰を相模、駿河、武藏に亘り取除いた工事等は被害地失業者の救済事業と思ふのであります。

我國現下の失業救済事業は大正14年に始めて六大都市に起させまして、冬期のみに行つたのであります。此の工事には特に起債を許可する外、事業費中勞力費の半分を國庫で補助して居ります。工事の種類は道路、橋梁、軌道、上下水道、河川、埋立及び下水掃除等で、大正14年には1日平均6830人に職を與へた成績を示して居ります。其の翌年も亦一般財界の不況から失業者が増加しました爲、大正15年度も冬期に六大都市をして道路、上下水道、河川及び埋立工事を起し、之れ亦1日平均6190人を就業せしめた成績となつて居ります。夫が昭和2年からは更に低利資金を融通する途を開きましたので、爾來土木工事の外砂採取やプール築造等の事業も起りました。又昭和3年度は事業費總額275萬餘圓1日平均就業人員4880人でありました。

然るに昭和4年7月現内閣が成立以來、事業の緊縮消費節約の方針と、世界的不況の結果から、益々失業者が増加する一方でありました爲、政府は社會政策審議會に諮問を發し其の答

申を得たので、昭和4年11月1日以降は此の事業の範囲を擴張し、今迄六大都市關係の公共團體に冬期を限り、且日傭労働者のみの救済であつた制限を撤廢し、其の地域（失業者の多き所）及び施行團體の範囲を擴張するのみならず、給料生活者及び其の他の失業労働者をも救済する事になつたのであります。其の結果昭和4年度の事業は、従前に比し非常に増加して、事業費は14,325,000圓、1日平均就業人員10,220人となりました。斯様に政府は制限の緩和や事業の調節を策しましたが、昭和5年1月金解禁及び世界的不景氣が益々深刻となりました爲、失業状態は一層不良となつたのであります。依て従來失業救済事業の勞力費は總事業費の三割以上の者に限つたのであります。更に昨年5月以來、其の勞力費は一割以上、國産材料費を合して五割以上のものに緩和し、且隨時隨所で起興し得る様に改め、茲に稍系統的になつたのであります。其の結果昭和5年度の事業は、昭和5年12月24日現在に於て既定計畫及び新規事業を合せ、54,154,000圓、平均1日就業人員3萬4,5千人、此の頃では約4萬人となつて居ります。

失業救済事業一覽表（昭和4年11月以前は自由労働者
其後は一般労働者及び給料生活者救済事業）

年 度	事 業 費 豫 算 額	内 勞 力 費	使 用 勞 働 者 延 人 員	平 均 一 日 使 用 人 員	工 事 施 行 團 體	工 事 種 類
大正 14	5,776,000 円	1,785,700 円	964,800 人	6,839 人	{大阪府, 東京, 京 都, 大阪, 横濱, 名 古屋, 神戸各市	道路, 橋梁, 軌道, 上下水道, 河川, 埋 立, 下水掃除,
" 15 昭和 1	3,432,000	1,323,800	689,300	6,190	"	道路, 上下水道, 河川, 埋立,
" 2	3,522,000	1,500,900	771,600	5,740	{神奈川県, 東京, 京都, 大阪, 横 濱, 名古屋, 神 戸各市	上下水道, 河川, プ ール築造,
" 3	2,758,000	1,143,600	611,600	4,880	"	上下水道, 道路, 河港, 河川, 埋立, 砂採取,
" 4	14,325,000	2,228,900	1,230,100	10,220	{東京府, 大阪府, 横濱, 門司, 小 倉, 堺, 東京, 京都, 川崎, 名 古屋, 神戸, 各 市, 巢鴨町	道路, 河川, 瓦斯, 上下水道, 高速度鐵道
" 5	54,154,000	12,300,000	6,900,000	34,000	{江戶川上水町村 組合	道路, 橋梁, 河川, 軌道, 上下水道, 埋立, 高速度鐵道

然るに前述の通りに昭和5年8月1日現在の要救済者の数は151,000餘人でありますから、5,400萬圓の失業救済事業即ち3萬4,5千人を就業せしむるまでは、僅かに要救済者の四分の一に當る労働者を救済し得るに過ぎないのであります。更に之れを他の方面より考へますと、御承知の通り我政府の歳出總額は約16億圓前後でありまして、其の内各省で施行致します所の土木事業或は類似工事の支出を約二割と致しますと、其の金額32,000萬圓、

實際も其の位のものであります。又道府縣市町村の歳出が、昭和4年度 178 000 萬圓、其の内土木費及び類似の工事費は約 38 000 萬圓であります。其の他民間の鐵道會社、軌道會社、發電會社、瓦斯會社其の他種々の土木事業が約 2 億圓あるものと致しますと、全體で 1 箇年約 9 億圓の土木工事が施行される譯であります。夫れが此の不景氣或は緊縮の爲中止又は繰延さるゝものを 2 割とすれば 18 000 萬圓、二割五分とすれば 22 500 萬圓即ち約 2 億圓の土木工事が減少した譯でありまして、此の點より致しましても、5 400 萬圓の失業救済事業費は約其の四分の一に過ぎないのであります。

之れを要しまするに、失業者を救済するには、更に數倍の土木事業を起興するの必要があると考へるのであります。

茲で一才失業者が救済事業に就業する有様を申しますと、六大都市孰れも殆んど同様であります。東京市の例に依りますと、先づ豫め職業紹介所に就業希望の登録を申告しますと、紹介所は方面委員、方面事務所及び警察官等の調査によつて、其の申告者が眞に生活困難であるか否かを確かめ、生活困難な場合には登録を了し、労働手帳を交附するのであります。次に救済事業が開始されますと、労働者は手帳を携帯して早朝から紹介所に詰掛け、其の日の就業先を指定されて現場に赴き、終業後夫々賃銀の立替拂を受くる仕組であります。然し現在の所では、要救済者の内でも未だ手帳を受けない者が過半数ありますし、尙救済事業の充分起興されない今日では、労働手帳を所有するものでも毎日就業の機会を與へられません。即ち手帳所有者の三分の二が日々就業し、他は失業する状態であります。曉天より永らく待つて居り乍ら、溢れて歸る労働者は眞に激昂致します、傍に見て居りましても實に氣の毒に堪へない次第であります。私が昭和5年12月29日江東橋職業紹介所に就て調べました所に據りますと、同所の登録人員 1 756 人（内單身者半数）の内、朝鮮人が五割餘を占めて居りました。云ひ換へますと、現在の所では失業救済事業は大部分朝鮮人の救済の觀があります。

今迄申しましたのは、地方公共團體に失業救済事業を起させまして、夫に國費の補助を與へ、且起債を許可し、或は低利資金の融通を認めただのであります。之れでは尙失業状態が緩和されないのみならず、一層深刻の度を加へ、社會不安も亦益々加はる計りでありますから、國も愈々自ら失業救済事業を施行する事になつたのであります。

今昭和6年度に於て地方公共團體に於て施行せんとする救済事業は、既定のもの 31 070 267 圓でありまして、此の外政府が今回提案せんとする昭和6年度の失業救済事業を見ますると、内務省は道路公債を募り、國營國道改良費に 13 000 000 圓、此の事業費總額 18 500 000 圓、府縣道改良費補助に 6 000 000 圓、此の事業費總額 18 000 000 圓の事業を計畫し、國道改修工事は失業者の特に多き府縣に於て施行する筈であります。

又鐵道省は 1200 萬圓の鐵道公債を募り、兩國橋・御茶水間改良工事、御茶水・飯田橋間複々線工事及び大阪城東線工事を施行する筈でありまして、内地の救済事業は、既定のものを合せ、約 7800 萬圓となり、1日 6 萬人前後を使傭する事になりますが、尙要救済者の半數をも救済し得ない有様であります。

次に特に申し上げたいのは、先刻朝鮮人の内地移入に關し、其の救済の根本策は是非共朝鮮に於て事業を施行せねばならぬ事を述べたのでありましたが、幸にも朝鮮總督府が低利資金を借入れ、地方土木費補助の名稱の下に、直轄河川工事費 24270000 圓、道路工事費 23910000 圓、その他砂防、市街整理、地方港灣、上下水道及び地方河川の工事費 17096200 圓、計 65276200 圓、3 箇年繼續の失業救済事業を興し、3 年間毎年 8 箇月間に施行する豫定であります故、1 日平均 83500 人を使用する事が出来る見込でありますから、朝鮮内自體の失業状態は稍緩和される傍ら、内地移入者も大に減少され得る事と信するのであります。

結 言

これを要するに、以上は歐米各國と我國の失業状態及び其の對策中特に失業救済事業に就て些か述べ我國目下の失業状態に鑑み、更に盛んに失業救済事業を起興すべき事、其の事業には多額の勞銀所得に化する土木工事を撰ぶのが最も經濟的價値を有するものである事を申し上げたのであります。

これ等の事柄から私は次の結論に達してよからうと考ふるのであります。即ち失業救済事業は、主として土木事業でなければならぬ、尙土木工事の内道路は普遍的でありますから無論結構であるが、更に賃銀所得の多き河川の堤防工事等が最も理想的であると申し上げ度い。そして内務、鐵道兩省等の計畫が實現し、之れに既定のものを加へましても、景氣の回復せざる限り、昭和 6 年度に於ても尙要救済者 15 萬餘人の半數をも救済し得ないのでありますから、更に大救済事業を起興する必要があると信するのであります。

一體現今の社會状態に於ては、如何程に對策を施しても、失業者は決して根絶され得るものではありませぬが故、此の失業救済並に防止策に就ては、獨り爲政者にのみ委ねべきものではなく、國民全般特に關係深き土木技術者の研究を煩はしいたいと言ふ希望を申し上げ此の講演を終ります。(完)